

第4次石井町 食育推進計画



令和8年3月

石井町

目次

I. 計画の趣旨及び目的	1
II. 食をめぐる現状	3
III. 課題と目標	4
IV. 石井町における食育の推進方向	5
V. 石井町における食育の実践項目	8
VI. 石井町における食育の実施策	9
VII. ライフステージごとの食育	11
参考資料	
食育基本計画	14

I. 計画の趣旨及び目的

1. 趣旨及び目的

「食」は、まさに私たちが生きる上での源であり、健康で生き生きと暮らせるまちづくりの基礎となるものであり、このことはあらゆる世代において当てはまることであります。

近年、核家族化の進展、ライフスタイルの変化や価値観の多様化、外食産業の隆盛や食情報の氾濫など、食を取り巻く環境は大きく変化しています。栄養バランスの偏りや不規則な食事の増加、朝食の欠食をはじめとする食生活のリズムの乱れ、肥満の増加や若い世代のやせ志向などにより、生活習慣病の増加や、伝統的食文化の危機、多量の食品ロスなど、私たちの生活をめぐって多くの課題が生じております。

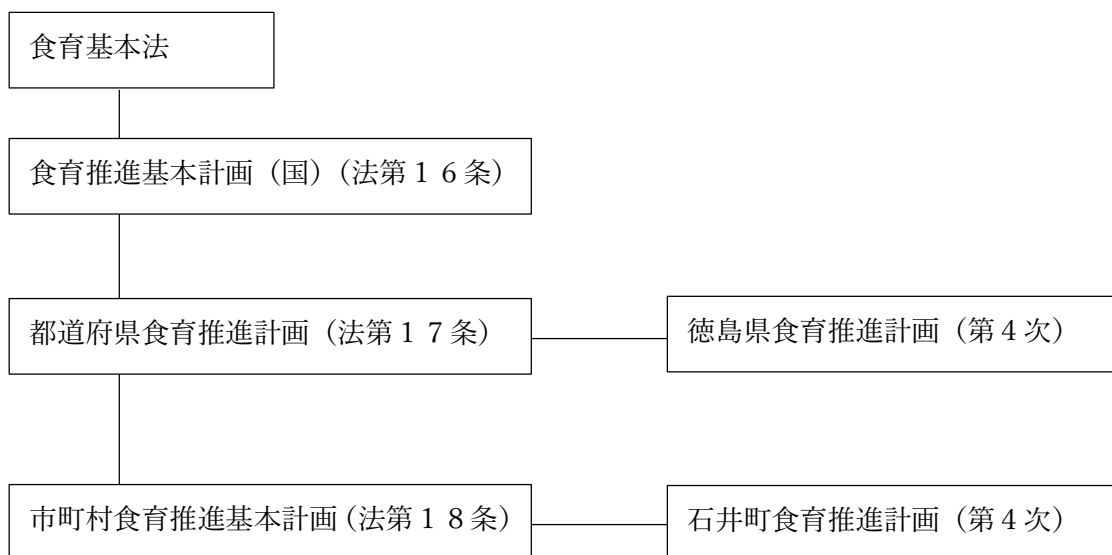
国においては、平成17年7月に施行された食育基本法に基づき、平成18年3月に「第1次食育推進基本計画」、平成23年3月に「第2次食育推進基本計画」、令和28年3月に「第3次食育推進基本計画」、令和3年3月に「第4次食育推進基本計画」を策定し、国民運動として食育の取り組みを推進しています。また、食育基本法では、地方公共団体においては、食育の推進に関し、国との連携を図りつつ、その地方公共団体の特性を生かした自主的な施策を策定し、実施することとされており、本町では平成21年12月に「石井町食育推進計画」、平成27年3月に「第2次石井町食育推進計画」、令和3年3月に「第3次石井町食育推進計画」を策定し、本町における食育に関する施策を推進してきました。

こうした取り組みにより、食育の理解が進み、食育に関する活動が活発に行われたことから一定の成果が見られるものもありますが、若い世代の食生活の改善や健康寿命の延伸などの課題もあります。

石井町の美しい自然環境、恵まれた農耕地、歴史ある伝統・文化等の特性をいかして、町民が健全な心身を培い、豊かな人間性を育む食育を総合的かつ計画的に進めること等を目的とし、家庭、学校、地域等が連携して取り組むため本計画を策定しました。

2. 計画の位置付け

この計画は、食育基本法第18条第1項に基づく市町村推進計画として、位置づけ食育を具体的に推進するための計画として策定しました。



3. 計画の期間

推進計画の期間は、令和8年度から令和12年度までの5年間とします。

Ⅱ. 食をめぐる現状

石井町は、水稲、ほうれん草、ブロッコリー、スイートコーンなどをはじめとする露地野菜、畜産（酪農、肉用牛、養豚、養鶏）と幅広い作物の生産が可能な地域であります。しかし、経済効率優先の考えが進む中、食の海外への依存、食の安全、社会情勢から核家族化が進み、伝統的な食文化の危機、家庭が持つ食に関わる役割が薄れてきているのが現状です。

また、少子高齢化時代を迎え、個々の教育では対応が不十分となり、育児支援をはじめとする地域の教育力が問われている現在、多くの場面で大量生産大量消費を享受することで成立する生活がひろがり、食に関する文化も変遷しつつあります。

国の第4次食育推進基本計画では、国民の健康や食を取り巻く環境の変化、社会のデジタル化など、食育を巡る状況を踏まえ、重点事項として、「生涯を通じた心身の健康を支える食育」、「持続可能な食を支える食育の推進」、「新たな日常やデジタル化に対応した食育に推進」を掲げ、食育の取組みにおいてもSDGsの考え方を踏まえて推進することが必要となります。



Ⅲ. 課題と目標

1. 食育の定義

食育とは、

「様々な経験を通じて『食』に関する知識と『食』を選択する力を習得し、豊かで健全な食生活を実践することができる人間を育てること」と定義され、生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものと位置付けられています。

人々の生命と豊かな生活を支える「食育」の取組は、町民一人ひとりが将来にわたり実践していくべきものです。

2. 食育推進の目標

石井町の豊かな自然の恵みを受け、健康で豊かな食生活の実現

○食育を通じた健康づくり

栄養バランスや朝食の大切さを知り、適度な運動と望ましい食生活を身につけ健康で心豊かな生活を育む。

○楽しく食べる環境づくり

家族や友人等と楽しく食事をする、マナーを身につける、食事を作る等、食生活を楽しむことを育む。

○ふるさと石井町の良さを知る

地域の農林水産業に親しみ、地元の野菜・加工食品等地域の食材を知り、理解を深め地産地消やエシカル消費を推進する。

○食の安全・安心に配慮した食育

食の安全を考え適切な選択が出来き、食べることへの感謝の気持ちや食物を大切に作る食品ロスの削減などに取り組む気持ちを育む。

○みんなで広げる食育の輪

家庭から町、ボランティア・農林漁業者・各種団体等と多面的な活動が推進されるように取り組む。

IV. 石井町における食育の推進方向

地域住民や生産者、農林水産関係団体、各種団体、ボランティア、保育所（園）、幼稚園、認定こども園、学校、行政などがそれぞれの視点で地域にあった取り組みを行っていきます。

（１）行政の取り組み

県との連携を図りつつ、子どもの保護者、教育・保育・医療・保健関係者、農林漁業者、食品関連事業者、各種団体・ボランティア等と連携して、その特性を生かし、総合的な視野から食育を推進していきます。また、広報紙や石井町ホームページ、SNSで食育に関する情報の発信、町民農園による農作業体験の場の提供も行います。

（２）家庭での取り組み

家庭は、健全な食生活を確立するための重要な役割を担っています。生活の多様化が進む中、子どもの頃から食に関する様々な経験や親子で参加する体験を通じて、保護者や子ども自身が食に関する関心と理解を深め、健全な食生活の確立に努めます。

年に１度は健康診断を受け、自分の健康は自分で守るという意識を持つように心がけます。

（生活リズムの向上）

朝食をとることや早寝早起きを実践することなど、子どもの基本的な生活習慣を育成し、生活リズムの向上に取り組む活動を推進します。

（望ましい食習慣や知識の習得）

日常生活の中で、買い物や料理の手伝いを通して食材選びや調理法、食品に含まれる栄養素や体に対する働きを学び、食事のマナー、地域の食材や郷土料理、環境などへの理解が深められるよう、家族と一緒に食卓を囲んで楽しい食事を心がけることを推進します。

（子どもの生活習慣病予防の推進）

生活習慣病を予防するためには、子どもの時期から適切な生活習慣（栄養・運動・休養）を身に付ける必要があることから、栄養と運動の両面から生活習慣病予防対策を推進します。

(3) 保育所（園）、幼稚園、認定こども園での取り組み

保育所（園）、幼稚園、認定こども園で過ごす乳幼児期は、生涯にわたる発達・発育の基礎が形成される極めて大切な時期であり、この時期に健康を意識し、望ましい食習慣や豊かな味覚を身につけることは非常に重要です。就学前の子どもが、発育・発達段階に応じて基本的な食習慣を身に付けるとともに豊かな食体験を積み重ねていけるよう、保育所（園）、幼稚園及び認定こども園等において家庭や地域と連携し、食育の推進を図ります。

保育所（園）においては「保育所保育指針」に、幼稚園においては「幼稚園教育要領」に、認定こども園においては「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」等に基づき、所長や園長、保育士、幼稚園教諭・保育教諭、栄養士・栄養教諭、調理師、調理員等全職員の協力の下、各施設の子どもの生活に沿った「食育の計画」を作成し、創意工夫のある取り組みを実施します。

（望ましい食習慣や知識の習得）

乳幼児期に給食を楽しく食べることや、食材とのふれあい、食事の準備をはじめ、行事食・郷土食など食に関する様々な体験や指導を通じて、乳幼児期からの適切な食事のとり方や望ましい食習慣の定着、豊かな人間性の育成等を図ります。

(4) 学校での取り組み

学校は、児童生徒がさまざまな学習や体験を通して、食、運動、生活リズム等の望ましい生活習慣の大切さを学ぶ場としての役割を担っています。

このため、学校における食に関する指導の充実を促進し、教育活動全体で組織的・計画的に推進します。

（指導の充実）

家庭科や技術家庭科、体育科や保健体育科をはじめとする各教科、特別活動、総合的な学習の時間等において、食に関する指導の充実を促進し、学校の教育活動全体で組織的・計画的に推進します。

各学校において策定している食に関する指導の全体計画に基づき、学校長のリーダーシップのもと栄養教諭や食育リーダーが中心となり関係教職員が連携・協力しながら、組織的な取り組みを進めます。食に関する個別的な相談指導は、全体での指導では解決できない健康に関する個別性の高い課題について改善します。計画的に個別的な相談指導が行えるよう、指導体制の整備を促進します。

地域の生産者団体等とも連携し、農業体験等、子どもの様々な体験活動も推進します。

(学校給食の充実)

子どもの望ましい食習慣の形成や食に関する理解の促進のため、学校給食の献立内容の充実を図るとともに、各教科等においても学校給食が「生きた教材」としてさらに活用されるよう取り組みます。

また、学校給食に地場産品を活用したり地域の郷土食や行事食を提供したりすることを通して、食料生産に携わる人々への感謝の気持ちや、地域の文化、伝統に対する関心と理解を深めます。

地産地消を進めていくため、生産者団体等と連携し、学校給食における地場産物の活用の推進を図りつつ、地域の生産者や生産に関する情報を子どもに伝達する取り組みを促進します。

(家庭や地域と連携した食育の推進)

子どもの食習慣、運動習慣等の望ましい生活習慣の形成や、健康状態の改善を図るため、学校・家庭・地域が連携した食育の推進に努めます。

(5) 食品関連事業者、農林水産関係団体の取り組み

食品の製造・加工・流通・販売を行う事業者は、その事業活動が食品の安全や安心の確保、町民の健全な食生活の実践に大きな影響力を持つことを踏まえ、食に関する幅広い情報を多様な手段で消費者に提供する等、積極的に食育を推進するとともに、食育推進に関する施策や活動に積極的に協力していきます。

農林漁業関係者は、食を支える農林水産業の役割の重要性と、「食」に関する町民の理解を増進することの意義を踏まえ、自主的かつ積極的に学童農園等の活動体験や食育に関する普及・啓発に取り組むとともに、食育推進に関する施策や活動に努めます。

(6) 医療・保健関係者等の取り組み

医療・保健関係者等は、健康な生活を維持向上し、適切な食習慣の定着を推進するために、医療及び生活習慣の改善に関する指導を行います。また、給食を提供する医療機関や福祉施設においては、適正な食の知識や情報及び安心安全な食を提供し、健康づくりの専門家として、地域と連携した食育を推進します。

(7) 各種団体・ボランティアの取り組み

子ども食堂では、多世代で食事をすることで郷土料理の歴史やゆかり、地域の食材などを学ぶことができ、食事を通じてつながりの場として活用します。

V. 石井町における食育の実践項目

町民が生涯にわたって、食に関する正しい知識や技術を身に付け、健全な心身を培うとともに豊かな人間性を育むため、次のとおり基本理念を定めます。

(基本理念)

食を大切に考え、食を通して豊かな人間性を育む



1. 自分に応じた食事量や野菜摂取をはじめ、バランスの取れた食事の知識と料理をつくる力を身に付け、朝食から始まる規則正しい生活をおくる
2. 食の安全を考えて、適切な選択ができる
3. 適度な運動と健全な食生活を心がけ、生活習慣病の予防に努める
4. 食事マナーを身に付け、様々な場面で食事を楽しみ、コミュニケーションを図る
5. 様々な体験を通じて、食べる事への感謝の気持ちや食べ物や水を大切にする気持ちを持つ
6. 地域の農林水産業に親しみ、地産地消を実践する
7. 地域の食や農、自然環境等を活かして豊かな食文化を継承する
8. 食べ残しや廃棄等、環境に配慮した行動ができる



VI. 石井町における食育の実施施策

1. 食育に関心を持つ町民の割合を高める

- ・健康に関する情報提供（広報紙、石井町ホームページ、SNS等）の充実を図る。
- ・乳幼児の保護者に対し、健診・乳児健康相談を通して規則正しい食習慣の啓発・指導を行う。
- ・給食指導や給食だよりの充実を図り、給食の献立の写真を石井町ホームページで発信する。
- ・健康イベントを生活習慣病等テーマに沿って開催し、食育を学ぶ場と情報の提供を行う。

2. 規則的に食事を摂る習慣の普及・啓発

- ・健康イベントや健康診断等の機会に、規則正しい食習慣の啓発・指導を行う。
- ・食育の紙芝居・絵本の読み聞かせを通じて興味・関心を持たせる。
- ・「はやね」「はやおき」「朝ご飯」を推進する。
- ・「食に関する指導の全体計画」を学校全体で推進する。
- ・徳島県学校食育推進パワーアップ作戦による授業を実施する。
- ・学校給食に児童生徒・保護者の考案した献立、リクエストの献立を取り入れる。
- ・地域自立生活支援事業を実施し、対象者となった高齢者に栄養バランスのとれた配食サービス等を提供する。

3. 栄養バランス知識の普及拡大

- ・健康イベント等の場を利用して栄養バランスに関する知識の普及・啓発を行う。
- ・広報紙に学校給食のレシピを紹介し、栄養バランスのとれた献立を普及する。
- ・妊娠届出時、保健師または助産師による個別面接を行い、妊娠高血圧症候群や妊娠糖尿病の予防等のための食習慣に関する相談を実施する。
- ・「乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）」や「産後ケア事業」の際に、産後の健康管理や栄養摂取等についての相談を行う。
- ・こども家庭センター「ひだまり」で、保健師又は助産師による栄養相談を行う。
- ・健康診断で保健指導対象となった方に対して、個別に食習慣の改善に向けた相談・指導を行う。
- ・介護予防ケアマネジメント事業で適当とされた者を対象に「運動機能向上」「栄養改善」等に関する相談・指導を実施する。

4. 地元農産物の消費拡大

- ・地元農産物の安全・安心をPRするとともにレシピなども紹介する。
- ・学校給食に地産地消の週を設定し、地元農産物を使用した献立を提供する。
- ・農産物品評会を開催し、石井町産の優れた農産物を表彰するとともに、出品物の即売を実施し、地元農産物のPRと消費拡大を図る。

【石井町の主な農産物】

【ほうれんそう】

ビタミン・ミネラルを多く含む緑黄色野菜の代表格です。葉の色が濃く葉先までピンとして、みずみずしいものを選びましょう。

シュウ酸があるため下茹でするのが基本。生食できるサラダほうれんそうも人気を集めています。



【ブロッコリー】

β-カロテンとビタミンCが豊富でキャベツの4倍といわれています。

蕾がこんもりとして硬く締まり緑色が濃いものを選びましょう。茹でるよりも、炒めやレンジで加熱することで、ビタミン類の損失を抑えることができます。



【いしいの藤やさい】

石井町の町の花である「藤」にちなんだ紫色野菜を「いしいの藤やさい」とし、紫カリフラワー、紫水菜、紫ほうれんそう等を栽培しています。

通常野菜よりもポリフェノール類を多く含み、食卓を鮮やかに彩ります。



5. 食の生産に関する知識、情報の提供の推進

- ・農業後継者クラブが町立保育所の学童農園において、紫カリフラワー、ほうれんそうなどの栽培体験を行う。
- ・学校農園などでの栽培活動を通じ、食べ物を大切にする心を養う。
- ・町民農園において、住民に農作業の場を提供し、自然の良さと収穫の喜びを体験できる場を提供する。

6. 食べ残しや食品廃棄物の削減

- ・学校給食での食品ロスを減らし、エシカルや食育の取組に対し協力する。
- ・家庭用生ごみ処理機又はコンポスターの購入費の補助を行い、生ごみの再利用を行い、循環型社会への理解を深める。

Ⅶ. ライフステージごとの食育

1. 乳幼児期(おおむね0～5歳) テーマ「食習慣の基礎づくり」

乳幼児期は、心身の機能や食行動の発達が著しい時期であり、食生活の基礎をつくる大切な時期であり、規則正しい生活習慣を身につけ、多くの食物を体験し、味覚を育てることが大切です。

また、家族そろった楽しい食事の中から食事のマナーを身につけるなど、豊かな人間性を育むための取り組みも重要です。

石井町では、乳幼児健康相談、乳幼児健診において規則正しい食習慣や子どもに適した食事の指導を行います。また、保育所(園)、幼稚園、認定こども園においては、所長や園長、保育士、幼稚園教諭・保育教諭、栄養士・栄養教諭、調理師、調理員等全職員が協力して食育にあたります。

2. 学童期(おおむね6～12歳) テーマ「食習慣の定着」

学童期は、生活習慣・食生活の基礎が完成する時期であり、また心身の成長も著しい時期です。給食や食育指導・学校行事・家庭での手伝いなど、食にかかわる活動や体験学習を通じて、食へ興味を深め、食べ物への感謝の心、自分が理解したことを積極的に試してみようとする力を育てることが大切です。

また、食を通じた家族や仲間とのかかわりや、地域や暮らしのつながりの中で、食の楽しさを実感し、食を楽しむ心を育てることも重要です。

石井町では、学校教育や給食を通じて、食事が心身に及ぼす影響や食事マナー、伝統などを指導していきます。また、農業体験を通じ感謝の心や食べ物を大切にする心を教えます。

3. 思春期(おおむね12～18歳) テーマ「食習慣の自立」

思春期は、習得した知識を応用して自分の健康や食生活に関する課題を見つけ、自分らしい食生活の実現を図っていく時期です。周りの人、食文化や環境に積極的に関わることが楽しいと感じるようになることが大切です。

また、この時期には、肥満ややせといった将来の健康に影響を及ぼすような健康課題も見られるので、自分の食生活を振り返り、改善できる力や自分の身体の成長や体調の変化を知り自分の身体を大切にできる力を育むことも大切です。

石井町では、中学校期において、学校教育や給食を通じて、食事が心身に及ぼす影響や食事マナー、伝統などを指導するとともに、生活習慣病について学ぶ場を作ります。

4. 青年期(おおむね19～40歳) テーマ「食習慣の改善」

青年期は、心身ともに充実し、仕事や子育てなど活動的な時期です。栄養の偏り、不規則な食事などの食生活の乱れが重なると、生活習慣病などの悪影響が出てくる可能性があります。健全な食生活を身につけ、自らの食生活を点検する習慣を持ち、健康管理ができることが大切です。

家庭においては、子どもたちに食事の基礎知識を教え、健やかな生活リズムを作ることも重要です。

30歳から39歳の石井町国民健康保険加入者対象としたヤング健康診査の受診を勧奨し、保健指導や情報提供を通じて健康寿命の延伸に努めます。

5. 壮年期(おおむね40～64歳) テーマ「食生活の維持と健康管理」

壮年期は、職場や家庭の中心となって活躍するため、疲れやストレスがたまりやすい年代であり、多忙なこともあり自分の健康管理がおろそかになりがちです。また、生活習慣病等の疾病にかかりやすくなることや、更年期による体調の変化等、身体的、精神的に大きな変化を迎える時期です。

生涯を通じて心身の健康を維持していく上で、健全な食生活は欠かすことができませんが、このことを忘れてしまいがちです。また、忙しくて朝食を食べない人が増えていますが、欠食は栄養のバランスが乱れ、重要な栄養素が不足がちになります。こうした現状を理解するとともに、健全な食生活や規則正しい生活習慣を守り、自分の健康管理に努める必要があります。さらに、この時期は、地域での活動や次世代への食文化を継承する役割も期待されます。

石井町では、保険者の実施する特定健康診査の受診を勧奨し、その結果をふまえ、食生活改善のための保健指導を行います。また、健康教室等で食生活の改善を促し生活習慣病の予防に努めます。保護者には、乳幼児健診や乳幼児健康相談の際に規則正しい食生活の啓発を行うほか、学校から食に関する情報の提供を行います。

6. 高齢期(65歳以上) テーマ「食習慣の自立」

加齢に伴って、精神や身体の機能の個人差は次第に拡大していきます。食生活に関して高い関心と意識を持つ人が多い世代ですが、高齢化が進み、一人暮らしや高齢者夫婦の世帯が増加し、家族や地域社会との交流の希薄化により、食に対する意識が低下し、口腔機能の低下、低栄養などの健康課題も見られます。

低栄養・フレイルを予防し、生活の質の維持を図るため、心身の状態にあった食生活を無理なく続け、これまでの経験や知恵を身近な人々に伝えながら、満足のいく生活を長く続けることが重要です。また、郷土料理の継承や食事マナーの指導者としての役割も重要です。単身の高齢者等の食生活を充実させるために、地域社会で適切な支援が必要です。

石井町では、健康相談の実施や介護部門と連携しながら個々の状況に適した食事支援を行います。また、口腔ケアを推進し、しっかり噛んで食べることができるよう指導していきます。

参 考 资 料

○食育基本法(平成十七年法律第六十三号)

目次

前文

第一章 総則(第一条—第十五条)

第二章 食育推進基本計画等(第十六条—第十八条)

第三章 基本的施策(第十九条—第二十五条)

第四章 食育推進会議等(第二十六条—第三十三条)

附則

二十一世紀における我が国の発展のためには、子どもたちが健全な心と身体を培い、未来や国際社会に向かって羽ばたくことができるようにするとともに、すべての国民が心身の健康を確保し、生涯にわたって生き生きと暮らすことができるようにすることが大切である。

子どもたちが豊かな人間性をはぐくみ、生きる力を身に付けていくためには、何よりも「食」が重要である。今、改めて、食育を、生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものと位置付けるとともに、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる食育を推進することが求められている。もとより、食育はあらゆる世代の国民に必要なものであるが、子どもたちに対する食育は、心身の成長及び人格の形成に大きな影響を及ぼし、生涯にわたって健全な心と身体を培い豊かな人間性をはぐくんでいく基礎となるものである。

一方、社会経済情勢がめまぐるしく変化し、日々忙しい生活を送る中で、人々は、毎日の「食」の大切さを忘れがちである。国民の食生活においては、栄養の偏り、不規則な食事、肥満や生活習慣病の増加、過度の瘦(そう)身志向などの問題に加え、新たな「食」の安全上の問題や、「食」の海外への依存の問題が生じており、「食」に関する情報が社会に氾(はん)濫(らん)する中で、人々は、食生活の改善の面からも、「食」の安全の確保の面からも、自ら「食」のあり方を学ぶことが求められている。また、豊かな緑と水に恵まれた自然の下で先人からはぐくまれてきた、地域の多様性と豊かな味覚や文化の香りあふれる日本の「食」が失われる危機にある。

こうした「食」をめぐる環境の変化の中で、国民の「食」に関する考え方を育て、健全な食生活を実現することが求められるとともに、都市と農山漁村の共生・対流を進め、「食」に関する消費者と生産者との信頼関係を構築して、地域社会の活性化、豊かな食文化の継承及び発展、環境と調和のとれた食料の生産及び消費の推進並びに食料自給率の向上に寄与することが期待されている。

国民一人一人が「食」について改めて意識を高め、自然の恩恵や「食」に関わる人々の様々な活動への感謝の念や理解を深めつつ、「食」に関して信頼できる情報に基づく適切な判断を行う能力を身に付けることによって、心身の健康を増進する健全な食生活を実践するために、今こそ、家庭、学校、保育所、地域等を中心に、国民運動として、食育の推進に取り組んでいくことが、我々に課せられている課題である。さらに、食育の推進に関する我が国の取組が、海外との交流等を通じて食育に関して国際的に貢献することにつながることも期待される。

ここに、食育について、基本理念を明らかにしてその方向性を示し、国、地方公共団体及び国民の食育の推進に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、近年における国民の食生活をめぐる環境の変化に伴い、国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくむための食育を推進することが緊要な課題となっていることにかんがみ、食育に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、食育に関する施策の基本となる事項を定めることにより、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来にわたる健康で文化的な国民の生活と豊かで活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

(国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成)

第二条 食育は、食に関する適切な判断力を養い、生涯にわたって健全な食生活を実現することにより、国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成に資することを旨として、行われなければならない。

(食に関する感謝の念と理解)

第三条 食育の推進に当たっては、国民の食生活が、自然の恩恵の上に成り立っており、また、食に関わる人々の様々な活動に支えられていることについて、感謝の念や理解が深まるよう配慮されなければならない。

(食育推進運動の展開)

第四条 食育を推進するための活動は、国民、民間団体等の自発的意思を尊重し、地域の特性に配慮し、地域住民その他の社会を構成する多様な主体の参加と協力を得るものとするとともに、その連携を図りつつ、あまねく全国において展開されなければならない。

(子どもの食育における保護者、教育関係者等の役割)

第五条 食育は、父母その他の保護者にあつては、家庭が食育において重要な役割を有していることを認識するとともに、子どもの教育、保育等を行う者にあつては、教育、保育等における食育の重要性を十分自覚し、積極的に子どもの食育の推進に関する活動に取り組むこととなるよう、行われなければならない。

(食に関する体験活動と食育推進活動の実践)

第六条 食育は、広く国民が家庭、学校、保育所、地域その他のあらゆる機会とあらゆる場所を利用して、食料の生産から消費等に至るまでの食に関する様々な体験活動を行うとともに、自ら食育の推進のための活動を実践することにより、食に関する理解を深めることを旨として、行われなければならない。

(伝統的な食文化、環境と調和した生産等への配慮及び農山漁村の活性化と食料自給率の向上への貢献)

第七条 食育は、我が国の伝統のある優れた食文化、地域の特性を生かした食生活、環境と調和のとれた食料の生産とその消費等に配慮し、我が国の食料の需要及び供給の状況についての国民の理解を深めるとともに、食料の生産者と消費者との交流等を図ることにより、農山漁村の活性化と我が国の食料自給率の向上に資するよう、推進されなければならない。

(食品の安全性の確保等における食育の役割)

第八条 食育は、食品の安全性が確保され安心して消費できることが健全な食生活の基礎であることにかんがみ、食品の安全性をはじめとする食に関する幅広い情報の提供及びこれについての意見交換が、食に関する知識と理解を

深め、国民の適切な食生活の実践に資することを旨として、国際的な連携を図りつつ積極的に行われなければならない。

(国の責務)

第九条 国は、第二条から前条までに定める食育に関する基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第十条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、食育の推進に関し、国との連携を図りつつ、その地方公共団体の区域の特性を生かした自主的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(教育関係者等及び農林漁業者等の責務)

第十一条 教育並びに保育、介護その他の社会福祉、医療及び保健(以下「教育等」という。)に関する職務に従事する者並びに教育等に関する関係機関及び関係団体(以下「教育関係者等」という。)は、食に関する関心及び理解の増進に果たすべき重要な役割にかんがみ、基本理念にのっとり、あらゆる機会とあらゆる場所を利用して、積極的に食育を推進するよう努めるとともに、他の者の行う食育の推進に関する活動に協力するよう努めるものとする。

2 農林漁業者及び農林漁業に関する団体(以下「農林漁業者等」という。)は、農林漁業に関する体験活動等が食に関する国民の関心及び理解を増進する上で重要な意義を有することにかんがみ、基本理念にのっとり、農林漁業に関する多様な体験の機会を積極的に提供し、自然の恩恵と食に関わる人々の活動の重要性について、国民の理解が深まるよう努めるとともに、教育関係者等と相互に連携して食育の推進に関する活動を行うよう努めるものとする。

(食品関連事業者等の責務)

第十二条 食品の製造、加工、流通、販売又は食事の提供を行う事業者及びその組織する団体(以下「食品関連事業者等」という。)は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、自主的かつ積極的に食育の推進に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する食育の推進に関する施策その他の食育の推進に関する活動に協力するよう努めるものとする。

(国民の責務)

第十三条 国民は、家庭、学校、保育所、地域その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、生涯にわたり健全な食生活の実現に自ら努めるとともに、食育の推進に寄与するよう努めるものとする。

(法制上の措置等)

第十四条 政府は、食育の推進に関する施策を実施するために必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第十五条 政府は、毎年、国会に、政府が食育の推進に関して講じた施策に関する報告書を提出しなければならない。

第二章 食育推進基本計画等

(食育推進基本計画)

第十六条 食育推進会議は、食育の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、食育推進基本計画を作成するものとする。

2 食育推進基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 食育の推進に関する施策についての基本的な方針
 - 二 食育の推進の目標に関する事項
 - 三 国民等の行う自発的な食育推進活動等の総合的な促進に関する事項
 - 四 前三号に掲げるもののほか、食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 食育推進会議は、第一項の規定により食育推進基本計画を作成したときは、速やかにこれを農林水産大臣に報告し、及び関係行政機関の長に通知するとともに、その要旨を公表しなければならない。
- 4 前項の規定は、食育推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県食育推進計画)

第十七条 都道府県は、食育推進基本計画を基本として、当該都道府県の区域内における食育の推進に関する施策についての計画(以下「都道府県食育推進計画」という。)を作成するよう努めなければならない。

2 都道府県(都道府県食育推進会議が置かれている都道府県にあっては、都道府県食育推進会議)は、都道府県食育推進計画を作成し、又は変更したときは、速やかに、その要旨を公表しなければならない。

(市町村食育推進計画)

第十八条 市町村は、食育推進基本計画(都道府県食育推進計画が作成されているときは、食育推進基本計画及び都道府県食育推進計画)を基本として、当該市町村の区域内における食育の推進に関する施策についての計画(以下「市町村食育推進計画」という。)を作成するよう努めなければならない。

2 市町村(市町村食育推進会議が置かれている市町村にあっては、市町村食育推進会議)は、市町村食育推進計画を作成し、又は変更したときは、速やかに、その要旨を公表しなければならない。

第三章 基本的施策

(家庭における食育の推進)

第十九条 国及び地方公共団体は、父母その他の保護者及び子どもの食に対する関心及び理解を深め、健全な食習慣の確立に資するよう、親子で参加する料理教室その他の食事についての望ましい習慣を学びながら食を楽しむ機会の提供、健康美に関する知識の啓発その他の適切な栄養管理に関する知識の普及及び情報の提供、妊産婦に対する栄養指導又は乳幼児をはじめとする子どもを対象とする発達段階に応じた栄養指導その他の家庭における食育の推進を支援するために必要な施策を講ずるものとする。

(学校、保育所等における食育の推進)

第二十条 国及び地方公共団体は、学校、保育所等において魅力ある食育の推進に関する活動を効果的に促進することにより子どもの健全な食生活の実現及び健全な心身の成長が図られるよう、学校、保育所等における食育の推進のための指針の作成に関する支援、食育の指導にふさわしい教職員の設置及び指導的立場にある者の食育の推進において果たすべき役割についての意識の啓発その他の食育に関する指導体制の整備、学校、保育所等又は地域の特色を生かした学校給食等の実施、教育の一環として行われる農場等における実習、食品の調理、食品廃棄物の再生利用等様々な体験活動を通じた子どもの食に関する理解の促進、過度の瘦(そう)身又は肥満の心身の健康に及

ばす影響等についての知識の啓発その他必要な施策を講ずるものとする。

(地域における食生活の改善のための取組の推進)

第二十一条 国及び地方公共団体は、地域において、栄養、食習慣、食料の消費等に関する食生活の改善を推進し、生活習慣病を予防して健康を増進するため、健全な食生活に関する指針の策定及び普及啓発、地域における食育の推進に関する専門的知識を有する者の養成及び資質の向上並びにその活用、保健所、市町村保健センター、医療機関等における食育に関する普及及び啓発活動の推進、医学教育等における食育に関する指導の充実、食品関連事業者等が行う食育の推進のための活動への支援等必要な施策を講ずるものとする。

(食育推進運動の展開)

第二十二条 国及び地方公共団体は、国民、教育関係者等、農林漁業者等、食品関連事業者等その他の事業者若しくはその組織する団体又は消費生活の安定及び向上等のための活動を行う民間の団体が自発的に行う食育の推進に関する活動が、地域の特性を生かしつつ、相互に緊密な連携協力を図りながらあまねく全国において展開されるようにするとともに、関係者相互間の情報及び意見の交換が促進されるよう、食育の推進に関する普及啓発を図るための行事の実施、重点的かつ効果的に食育の推進に関する活動を推進するための期間の指定その他必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、食育の推進に当たっては、食生活の改善のための活動その他の食育の推進に関する活動に携わるボランティアが果たしている役割の重要性にかんがみ、これらのボランティアとの連携協力を図りながら、その活動の充実が図られるよう必要な施策を講ずるものとする。

(生産者と消費者との交流の促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等)

第二十三条 国及び地方公共団体は、生産者と消費者との間の交流の促進等により、生産者と消費者との信頼関係を構築し、食品の安全性の確保、食料資源の有効な利用の促進及び国民の食に対する理解と関心の増進を図るとともに、環境と調和のとれた農林漁業の活性化に資するため、農林水産物の生産、食品の製造、流通等における体験活動の促進、農林水産物の生産された地域内の学校給食等における利用その他のその地域内における消費の促進、創意工夫を生かした食品廃棄物の発生抑制及び再生利用等必要な施策を講ずるものとする。

(食文化の継承のための活動への支援等)

第二十四条 国及び地方公共団体は、伝統的な行事や作法と結びついた食文化、地域の特色ある食文化等我が国の伝統のある優れた食文化の継承を推進するため、これらに関する啓発及び知識の普及その他の必要な施策を講ずるものとする。

(食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査、研究、情報の提供及び国際交流の推進)

第二十五条 国及び地方公共団体は、すべての世代の国民の適切な食生活の選択に資するよう、国民の食生活に関し、食品の安全性、栄養、食習慣、食料の生産、流通及び消費並びに食品廃棄物の発生及びその再生利用の状況等について調査及び研究を行うとともに、必要な各種の情報の収集、整理及び提供、データベースの整備その他食に関する正確な情報を迅速に提供するために必要な施策を講ずる

ものとする。

2 国及び地方公共団体は、食育の推進に資するため、海外における食品の安全性、栄養、食習慣等の食生活に関する情報の収集、食育に関する研究者等の国際的交流、食育の推進に関する活動についての情報交換その他国際交流の推進のために必要な施策を講ずるものとする。

第四章 食育推進会議等

(食育推進会議の設置及び所掌事務)

第二十六条 農林水産省に、食育推進会議を置く。

2 食育推進会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 食育推進基本計画を作成し、及びその実施を推進すること。

二 前号に掲げるもののほか、食育の推進に関する重要事項について審議し、及び食育の推進に関する施策の実施を推進すること。

(組織)

第二十七条 食育推進会議は、会長及び委員二十五人以上をもって組織する。

(会長)

第二十八条 会長は、農林水産大臣をもって充てる。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(平二七法六六・一部改正)

(委員)

第二十九条 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 農林水産大臣以外の国務大臣のうちから、農林水産大臣の申出により、内閣総理大臣が指定する者

二 食育に関して十分な知識と経験を有する者のうちから、農林水産大臣が任命する者

2 前項第二号の委員は、非常勤とする。

(委員の任期)

第三十条 前条第一項第二号の委員の任期は、二年とする。

ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の委員は、再任されることができる。

(政令への委任)

第三十一条 この章に定めるもののほか、食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(都道府県食育推進会議)

第三十二条 都道府県は、その都道府県の区域における食育の推進に関して、都道府県食育推進計画の作成及びその実施の推進のため、条例で定めるところにより、都道府県食育推進会議を置くことができる。

2 都道府県食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、都道府県の条例で定める。

(市町村食育推進会議)

第三十三条 市町村は、その市町村の区域における食育の推進に関して、市町村食育推進計画の作成及びその実施の推進のため、条例で定めるところにより、市町村食育推進会議を置くことができる。

2 市町村食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、市町村の条例で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(平成一七年政令第二三五号で平成一七年七月一五日から施行)

附 則 (平成二一年六月五日法律第四九号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、消費者庁及び消費者委員会設置法(平成二十一年法律第四十八号)の施行の日から施行する。

(施行の日=平成二一年九月一日)

附 則 (平成二七年九月一一日法律第六六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

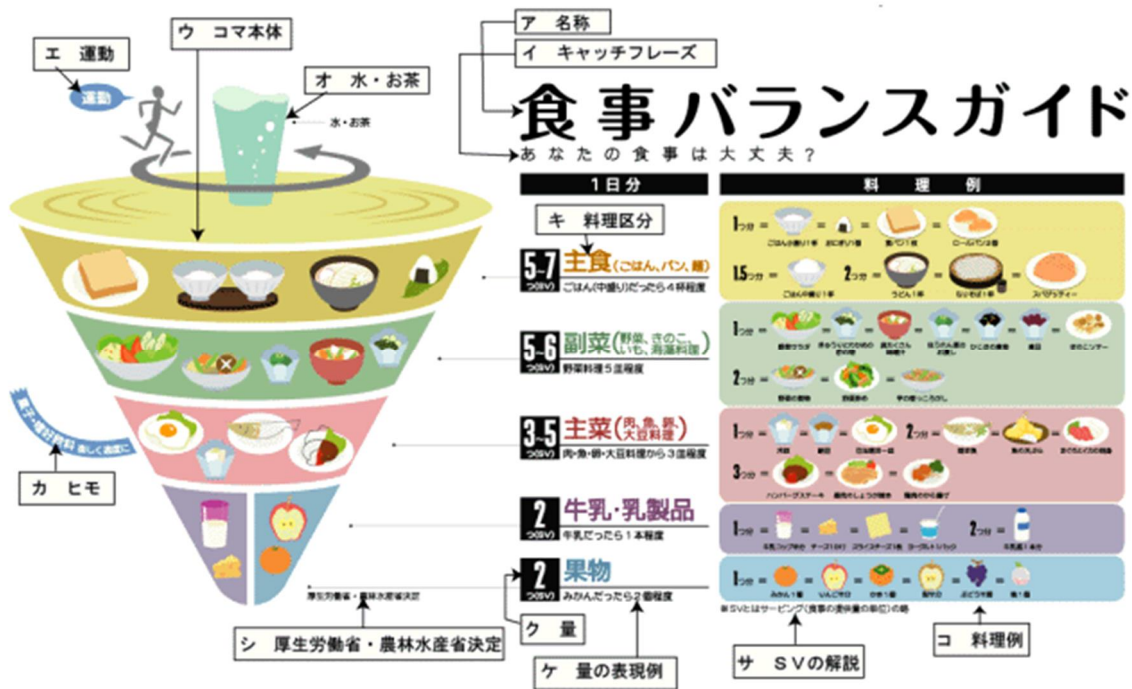
一 附則第七条の規定 公布の日

(食育基本法の一部改正に伴う経過措置)

第四条 この法律の施行の際現に第二十五条の規定による改正前の食育基本法第二十六条第一項の規定により置かれている食育推進会議は、第二十五条の規定による改正後の食育基本法第二十六条第一項の規定により置かれる食育推進会議となり、同一性をもって存続するものとする。

(政令への委任)

第七条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。



(出典:厚生労働省ホームページ)

第4次石井町食育推進計画

発行日 令和8年3月

編集 石井町産業経済課

TEL 088-674-1118 FAX 088-674-1500